

第17期 第10回 豊見城市農業委員会 総会

1 日 時: 令和3年5月25日(火) 午後1時30分～午後1時58分

2 場 所: 豊見城市役所 3階第4会議室

3 出席農業委員 (8 名)

会 長: 1番 瀬長 澄子 委員

職務代理: 2番 上原 啓一 委員

委 員: 3番 金城 敏満 委員 4番 當間 康由 委員 5番 宮里 由美子 委員

6番 金城 朝之 委員 7番 比嘉 強 委員 8番 瀬長 輝男 委員

4 欠席農業委員 (0 名)

5 農地利用最適化推進委員

東部地区: 長嶺 幸雄 委員 ・ 大城 空 委員

西部地区: 高安 昌俊 委員 ・ 比嘉 昇 委員

5 農業委員会事務局職員

局 長: 浜本 亨

主 査: 上江洌 良太 主任主事: 大城 匠人

6 議事録署名委員

7番 比嘉 強 委員 ・ 2番 上原 啓一 委員

7 付議すべき案件

報告第 50 号 農地転用後の利用状況の報告について

報告第 51 号 転用許可に係る工事の完了報告について

報告第 52 号 現況証明願について

報告第 53 号 農地法許可申請の取下げ願について

報告第 54 号 確認願について

報告第 55 号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第	56	号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
議案第	28	号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第	29	号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
協議第	9	号	農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について

8. 会議の内容

議長 時間が1時30分となりましたので、第17期豊見城市農業委員会第10回の総会を開会いたします。

(午後1時30分) 開会

議長 本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。
会期は、本日1日限りといたします。
本日の出席委員は8名中、今7名で、豊見城市農業委員会会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立します。
休憩します。

休憩 午後1時30分

再開 午後1時31分

議長 再開します。
次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第7番委員の比嘉強委員と第2番委員の上原啓一委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の浜本事務局長及び上江洲主査を指名いたします。
これより報告案件に入ります。初めに報告第50号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の2ページをお開きください。
報告第50号「農地転用後の利用状況の報告について」、4件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。
以上です。

議長 ただいまの報告第50号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をして質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 次に報告第51号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の4ページをお開きください。
報告第51号「転用許可に係る工事の完了報告について」、3件ございました。
内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。
以上です。

議長 報告第51号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。
質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 次に報告第52号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の6ページをお開きください。
報告第52号「現況証明願について」、7件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたので、ご報告いたします。
以上です。

議長 報告第52号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので進行します。
次に報告第53号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の8ページをお開きください。
報告第53号「農地法許可申請の取下げ願いについて」、1件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。
以上です。

議長 ただいまの報告第53号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

※8番委員 遅参

議長 次に報告第 54 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 10 ページをお開きください。
報告第 54 号「確認願について」、2 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。
以上です。

議長 ただいまの報告第 54 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をして質疑をお願いいたします。
こちらも特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 次に報告第 55 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 12 ページをお開きください。
報告第 55 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」、2 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。
以上です。

議長 ただいまの報告第 55 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 次に報告第 56 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 14 ページをお開きください。
報告第 56 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」、1 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。
以上です。

議長 ただいまの報告第 56 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手

してお願いいたします。

特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長

次に議案審議に入ります。

議案第 28 号について審議します。農地法第 3 条の規定による許可申請については、農地利用最適化推進委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農地利用最適化推進委員の報告もお願いをしたいと思います。

では、事務局の説明をよろしくお願いいたします。

事務局

それでは議案第 28 号について説明いたします。議案書の 16 ページをお開きください。

議案第 28 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、5 件の申請がございました。

整理番号 1 番につきまして、議案書の 18 ページをお開きください。申請のありました、豊見城市字保栄茂保栄茂原 6 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。次に整理番号 2 番につきまして、議案書の 20 ページをお開きください。申請のありました、豊見城市字座安中前原 258 番 9 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。次に整理番号 3 番につきまして、議案書の 22 ページをお開きください。申請のありました、豊見城市字座安中前原 258 番 7 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。次に整理番号 4 番につきまして、議案書の 24 ページをお開きください。申請のありました、豊見城市字饒波溝原 779 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。次に整理番号 5 番につきまして、議案書の 26 ページをお開きください。申請のありました、豊見城市字饒波溝原 780 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。なお、今回の申請に当たって、新規に許可申請する農地及び、既に耕作する権利がある土地について、耕作がなされているか確認するため、農地利用最適化推進委員にて現地調査を行いました。

調査結果について、比嘉委員から報告をお願いします。

比嘉推進委員

それでは、令和 3 年 5 月 18 日に行いました現地調査の結果について報告しま

す。

整理番号 1 番について、申請地及び既に耕作する権利がある土地を効率的に利用していることを確認しました。

整理番号 2 番について、申請地及び既に耕作する権利がある土地を効率的に利用していることを確認しました。

整理番号 3 番について、申請地及び既に耕作する権利がある土地を効率的に利用していることを確認しました。

整理番号 4 番について、申請地及び既に耕作する権利がある土地を効率的に利用していることを確認しました。

整理番号 5 番について、申請地及び既に耕作する権利がある土地を効率的に利用していることを確認しました。

以上です。

議長

事務局の説明と比嘉委員、大変ありがとうございました。事務局の説明と農地利用最適化委員の報告が終わりました。

これより議案の審議に入ります。

議案第 28 号については 1 件ずつ審議しますが、整理番号 4 番と 5 番は関連しますので、一括して審議します。

それでは整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認め、これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長

整理番号 1 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番については許可することに決定しました。

次に整理番号 2 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 整理番号 2 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 2 番については許可することに決定しました。

次に整理番号 3 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をし、質疑をお願いいたします。

質疑なしと認め、これより採決に移ります。

整理番号 3 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 3 番については許可することに決定しました。

次に整理番号 4 番と 5 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

質疑なしと認め、これより採決に移ります。

整理番号 4 番と 5 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 4 番と 5 番については許可することに決定しました。

次に議案第 29 号について審議します。事務局より、現場調査の報告と併せて議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 28、29 ページをお開きください。

議案第 29 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、6 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。

整理番号 1 番につきまして、34 ページをお開きください。申請のあった土地は、

翁長佐葉緑原 585 番 1。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。次に整理番号 2 番につきまして、39 ページをお開きください。申請のあった土地は、長堂山垣原 233 番 2 及び 234 番 6。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 3 番につきまして、44 ページをお開きください。申請のあった土地は、長堂仲毛原 130 番 2 及び 130 番 3。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 4 番につきまして、51 ページをお開きください。申請のあった土地は、与根南浜崎原 509 番。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。次に整理番号 5 番につきまして、58 ページをお開きください。申請のあった土地は、与根南浜崎原 509 番 2。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。また、整理番号 4 番と 5 番は隣接しており、一体利用となっております。次に整理番号 6 番につきまして、63 ページをお開きください。申請のあった土地は、翁長浜原 841 番 17、841 番 23 及び 841 番 25。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

続いて、現地調査の結果をご報告いたします。

整理番号 1 番の申請地は、翁長地区の住宅地域に近接し、農地の広がり が 10 ha未満の農地となっております。現場は耕起されているが、作物が植えられていない休耕状態です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び、排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 2 番の申請地は、長堂地区の住宅地域に近接し、農地の広がり が 10 ha未満の農地となっております。現場は耕起されているが、作物が植えられていない休耕状態です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び、排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 3 番の申請地は、長堂地区の住宅地域に近接し、農地の広がり が 10 ha未満の農地となっております。現場は耕起されているが、作物が植えられていない休耕状態です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び、排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 4 番及び 5 番の申請地は、与根地区の住宅地域に近接し、農地の広がり が 10 ha未満の農地となっております。現場は既に駐車場として利用されてい

ることから違反転用案件として始末書を受領しています。現地の境界、周辺への被害防除等については既存フェンス及び、排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 6 番の申請地は、翁長地区の住宅地域に近接し、街区の面積に占める宅地等の面積の割合が 40%を超える農地となっています。現場は耕起されているが、作物が植えられていない休耕状態です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び、排水処理計画により特に問題ないと考えられます。議案第 29 号について、説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。議案第 29 号については 1 件ずつ審議しますが、整理番号 4 番と 5 番はそれぞれ関連しますので、一括して審議します。それでは整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長

整理番号 1 番については、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に整理番号 2 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認め、採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長

整理番号 2 番については、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 2 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。
次に整理番号 3 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。
これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 整理番号 3 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 3 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。
続いて整理番号 4 番と 5 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をして質疑をお願いいたします。
質疑なしと認め、これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 整理番号 4 番と 5 番については、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 4 番と 5 番については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。
次に整理番号 6 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。
質疑なしと認め、採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 整理番号 6 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可

相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 6 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。
次に協議第 9 号について審議します。事務局の説明をよろしくお願ひいたします。

事務局 それではお手元の議案書の 64 ページをお願いします。
協議第 9 号「農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について」
みだしの件について、令和 3 年 5 月 17 日付豊経建農第 138 号で、豊見城市長より別紙のとおり農用地利用集積計画の作成について照会がありますので、委員会の意見を求めるものでございます。
ページをめくって 65 ページのほうが市長より農業委員会会長宛での意見決定についての照会文書となっております。
66 ページ以降の集積計画の案については、農林水産課のほうからご説明しますので、よろしくお願ひいたします。

議長 よろしくお願ひいたします。

農林水産課 こんにちは。農林水産課農政班の大城です。よろしくお願ひします。
今回、基盤法に基づく利用権設定の申請が 1 件ございますので、説明したいと思ひます。
資料の 66 ページをお願いします。貸し手と借り手はご覧のとおりとなっております。利用権を設定する農地の地番は座安 211 番で、面積は 2,287 m²、設定する利用権は使用貸借権で、存続期間は公告日から 10 年間となっております。以上となります。

議長 ありがとうございます。では協議第 9 号について説明が終わりました。
協議第 9 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願ひいたします。
質疑なしと認め、これより採決に移りたいと思ひますがよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長

協議第9号については、豊見城市長に対して適正であると回答することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、協議第9号については、豊見城市長に対して適正であると回答することに決定しました。ありがとうございました。

以上をもちまして、本日提案の議事日程は全て終了いたしました。

委員の皆様には、提案された議事日程に対して、真摯で丁寧なご意見とご審議をいただきまして、大変ありがとうございました。

これで本日の農業委員会を終了いたします。

令和3年5月25日(火)

午後1時58分終了

議事録署名委員

議長

瀬長 澄子



7番委員

比嘉 強



2番委員

上原 啓一

